

# 居宅介護

## 令和元年10月報酬単価

居宅介護に おける 身体介護	30分未満	249 単位
	30分以上1時間未満	393 単位
	1時間以上1時間30分未満	571 単位
	1時間30分以上2時間未満	652 単位
	2時間以上2時間30分未満	734 単位
	2時間30分以上3時間未満	815 単位
	3時間以上	896単位に30分を 増すごとに+81 単位
通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	249 単位
	30分以上1時間未満	393 単位
	1時間以上1時間30分未満	571 単位
	1時間30分以上2時間未満	652 単位
	2時間以上2時間30分未満	734 単位
	2時間30分以上3時間未満	815 単位
	3時間以上	896単位に 30分を増すごとに+81 単位
家事援助	30分未満	102 単位
	30分以上45分未満	148 単位
	45分以上1時間未満	191 単位
	1時間以上1時間15分未満	232 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	268 単位
	1時間30分以上	302単位に 15分を増すごとに+34 単位
	通院等介助 (身体介護を 伴わない場合)	30分未満
30分以上1時間未満		191 単位
1時間以上1時間30分未満		268 単位
1時間30分以上		336単位に 30分を増すごとに+68 単位
通院等乗降介助		98 単位

## 旧単価

居宅介護に おける 身体介護	30分未満	248 単位
	30分以上1時間未満	392 単位
	1時間以上1時間30分未満	570 単位
	1時間30分以上2時間未満	651 単位
	2時間以上2時間30分未満	732 単位
	2時間30分以上3時間未満	813 単位
	3時間以上	894単位に30分を 増すごとに+81 単位
通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	248 単位
	30分以上1時間未満	392 単位
	1時間以上1時間30分未満	570 単位
	1時間30分以上2時間未満	651 単位
	2時間以上2時間30分未満	732 単位
	2時間30分以上3時間未満	813 単位
	3時間以上	894単位に 30分を増すごとに+81 単位
家事援助	30分未満	102 単位
	30分以上45分未満	148 単位
	45分以上1時間未満	191 単位
	1時間以上1時間15分未満	231 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	267 単位
	1時間30分以上	301単位に 15分を増すごとに+34 単位
	通院等介助 (身体介護を 伴わない場合)	30分未満
30分以上1時間未満		191 単位
1時間以上1時間30分未満		267 単位
1時間30分以上		335単位に 30分を増すごとに+68 単位
通院等乗降介助		98 単位

# 居宅介護

## 令和元年10月報酬単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、 通院等乗降介助	90 %
重度訪問介護研修修了者による場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	
1時間未満	184 単位
1時間半未満	274 単位
2時間未満	366 単位
2時間半未満	457 単位
3時間未満	549 単位
3時間以上	633単位に30分 増すごとに+84 単位
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、 通院等乗降介助	90 %
2人の居宅介護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
初任者研修課程修了者が作成した 介護計画に基づき提供する場合	90 %

## 旧単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %
家事援助、通院等介助(身体伴わな い)、通院等乗降介助	90 %
重度訪問介護研修修了者による場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	
1時間未満	184 単位
1時間半未満	274 単位
2時間未満	365 単位
2時間半未満	456 単位
3時間未満	548 単位
3時間以上	632単位に30分 増すごとに+84 単位
家事援助、通院等介助(身体伴わな い)、通院等乗降介助	90 %
2人の居宅介護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
初任者研修課程修了者が作成した 介護計画に基づき提供する場合	90 %

# 居宅介護

## 令和元年10月報酬単価

事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に 所在する建物に居住する者	90 %
上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり20人以上の場合)	90 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に 所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり50人以上の場合)	85 %
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員等連携加算	564 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	

## 旧単価

事業所と同一敷地内または隣接する敷 地内に所在する建物に居住する者	90 %
上記以外の範囲に所在する建物に居住 する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり20人以上の場合)	90 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷 地内に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり50人以上の場合)	85 %
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員等連携加算	564 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	

# 居宅介護

## 令和元年10月報酬単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	新設

## 旧単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %
-----------------	-------